

# 速 報

No. 1

昭和44年2月22日

九州大学大型計算機センター

## 1 共同利用業務開始について

九州大学大型計算機センターは、米軍ジェット機墜落事故のため共同利用業務の開始が遅れ、利用者の皆様にたいへんご迷惑をおかけしましたが、3月1日より共同利用業務を開始することになりました。

センターの利用方法については「利用の手引」を現在作成中ですが、時間的制約のため発行が多少遅れますので、共同利用業務を開始する前に必要な手続き等について、とりあえずお知らせします。「利用の手引」は3月10日頃までにはお手元にお届けできる予定です。

センターでは共同利用業務開始のための諸準備を昼夜兼行で行なっておりますが、時間的制約もあり業務開始当初はかなり利用者の方々にご迷惑をおかけする事例がでるものと思われます。そのようなところは早急に改善していくつもりですのでご了承ください。

## 2 利用のための組織について

九州大学大型計算機センターは全国共同利用計算センターの一つとして設立されたもので、利用に際しては共同利用計算センターの利用者組織である地区協、連絡所を通して利用していただくこととなります。

利用方法を図示すると、次のようになります。

利用者						
連絡所						
地区協						
センター						
	支払 課題 責任者 登録 申請	講習会 申込	通知・申請書の返却等	問 合 せ	計 算 依 頼	穿 孔
					計 算 返 却	穿 孔
						オ ー プ ン パ ン チ 利 用

なお、連絡所の所在、責任者名等は地区協またはセンターにお問合せください。

第1地区協 札幌市北十条西八丁目 北大計算センター内

第2地区協 仙台市桜小路5 東北大学計算センター内

第3地区協 東京都文京区弥生2丁目2番16

東京大学計算センター内

第4地区協 名古屋市千種区不老町 名古屋大学電子計算機室

第5地区協 京都市左京区吉田本町 京都大学工学部一号館内

京都大学計算センター内

第6地区協 大阪市都島区東野田町9 大阪大学工学部

応用物理学教室内

第7地区協 福岡市大字箱崎3576 九州大学中央計数施設内

### 3 利用に関する規程について

九州大学大型計算機センターは、センター規則（昭和43年4月15日施行）第12条の規定に基づき、九州大学大型計算機センター利用に関する暫定処置を定める規程を起案し、運営委員会の承認を求めべく目下準備中ではありますがこの規程が3月1日までに発効することは無理と思われます。したがって3月1日より支払責任者登録申請、課題登録申請を行なつていただくにあたり申請される方々はまだできていない規程に基づき申請するという不都合が生じますが、この規程も今年度中には制定される予定ですので、特別の処置はとらずに正規の登録申請を行なつていただきます。この点ご了承ください。

なお、規程の主たる内容は、広報VOL1, №1（28ページ）の利用原則案とほぼ同じですが、ここで特に利用者の方々に知つていただく必要のあるものについて説明いたします。

#### ○ 目 的

九州大学大型計算機センターは学術研究を目的とし、かつその成果を公表し得るものに限り利用することができる。

#### ○ 利用資格

1. 大学または国立高等専門学校の教員
2. その他の文部省所轄機関の研究職員
3. 学術研究を目的とする研究機関でセンター長が認めた機関に所属し、もつばら研究に従事する者
4. 文部省所管の科学研究費補助金の交付を受けて学術研究を行なう者
5. その他特にセンター長が適当と認めた者

○ 課題番号の転用の禁止

利用者は課題番号を申請した研究課題以外の計算機に利用し、また第三者に利用させてはならない。

○ 負担金

支払責任者は利用者のセンター利用にかかる経費の一部を利用負担金として負担しなければならない。

なお、大学院学生については他センターと同様に利用資格の第5項により利用が認められます。また、負担金については他センターとの関係もあり、京都大学大型計算機センターと同程度になる予定です。

#### 4 利用に先だつて必要な手続きについて

九州大学大型計算機センターの利用のための登録は2種類あります。

一つは、センター利用に関する経費の一部を負担していただく支払責任者としての登録で、もう一つは、研究課題ごとに利用者に申請していただく課題登録です。

これらの登録申請を行なつて、センターの認可を受けた人が、それぞれ支払責任者、利用者であり、センターで認識するためのものが、それぞれ支払責任者番号と支払責任者氏名(カナ)、および課題番号と登録名です。

支払責任者と利用者の関係は、1人の支払責任者に対して、その人を支払責任者とする利用者が複数人いることとなります。

課題登録をするときは、支払責任者の許可が必要で申請書の中に支払責任者番号を記入する欄がありますので、登録の手順としては支払責任者の登録がすすんでいないと課題の登録はできないことになっています。

しかし、センター業務開始当初は、この手順をふんでいたのでは不便ですの

で両方の申請を同時に出していただくこともできるようにします。この場合は課題申請書の支払責任者の欄は空欄のままです。

これらの申請書は連絡所、地区協を通じてセンターに提出されますが、センターでは運営委員会の審査を経て認可されることとなりますので、多少返却が遅れる可能性があります。

#### ○ 支払責任者登録申請

支払責任者となれる人は、研究予算の配当を受けていて、実質的に負担金支払に責任もてる方、たとえば講座責任者、科学研究費の研究分担者などです。もちろん研究費を持っている人であれば身分には関係ありません。

支払責任者登録は一度登録しておくくと年度を越えて有効となります。また、支払責任者登録は予算区分ごとに行なうことが必要です。したがって同一の支払責任者においても2種類の予算、たとえば、国立学校校費と文部省科学研究費を使いたい場合には2回支払責任者登録を行なつて、2つの支払責任者番号を持つ必要があります。

支払責任者登録申請書の書き方は、記入例および申請書の裏面を参照してください。

#### ○ 課題登録申請

センターに計算や穿孔を依頼したり、オープンパンチを利用したりするためには必ず課題番号が必要です。

課題番号はセンターの使用権ともいえ、個々の研究課題に対して一つずつあり、複数個の研究課題を持っている人は各々に対して課題番号を得る必要があります。課題番号は申請した年度内だけ有効ですが、今回の申請については44年度中つまり45年3月末まで有効です。

課題登録申請書の書き方は、申請書の裏面を参照してください。

なお、申請書用紙は地区協、連絡所にも用意してありますのでご利用ください。

## 5 使用言語について

九州大学大型計算機センターの計算業務は、FORTRAN,ALGOL,FASP によつて開始いたします。

FORTRAN および FASP についてはすでに京大において共同利用の実績があり、多数のプログラムを処理していますので問題はあまりないと思われませんが ALGOL については当センターにおける使用が初めてであるため、種々のトラブルが生ずる可能性があります。したがつて、早急に結果の必要な計算については、まず FORTRAN を使用する方が安全であると思われます。

ソフトウェアは一般に、それが処理したプログラムの量によつて安定度が決まる傾向を持つているので、ALGOL についてもなるべく多数の人に利用していただくことにより、よりよいものにしていきたいと思ひます。

開設当初はかなりご迷惑をおかけすると思ひますが、ご協力お願いいたします。

## 6 プログラム相談について

3月1日からの業務開始に伴い、大型計算機センターでは次のような日程でプログラム相談を開始いたします。

### ○ 時 間

月 10:00～12:00

火 10:00～12:00・13:30～15:30

水 10:00～12:00

木 10:00～12:00

金 10:00～12:00・13:30～15:30

### ○ 場 所

九州大学大型計算機センタープログラム相談室

九州大学工学部高周波実験室一階

### ○ 電 話

092-64-1101

内 線 5333